

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地												
大原保育医療福祉専門学校熊本校	平成28年3月14日	三好 一哉	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2丁目2-35 (電話) 096-327-5500												
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地												
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中川 和久	〒101-0065 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266												
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士											
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	平成29年文部科学省告示第二十九号	-											
学科の目的	本学科は教育基本法および学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。														
認定年月日	平成31年3月5日														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技								
2年	昼間	2074	1308	850	456	0	0								
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数										
60人	16人	0人	3人	22人	25人										
学期制度	前期: 4月1日~9月30日 後期: 10月1日~3月31日	成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学業成績の判定は、秀・優・良・可・不可の4種をもってこれを表す。											
長期休み	■夏季: 7月下旬~8月下旬(4週間) ■冬季: 12月下旬~1月上旬(2週間) ■春季: 3月下旬~4月上旬(2週間)	卒業・進級条件		平素の学習成績、各種検定資格及び学内試験ならびに出席状況を審査して決定する。											
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ○無断欠席の場合、電話連絡。 ○本人、保護者、担任による三者面談等により指導を行います。	課外活動		■課外活動の種類 スポーツフェスティバル、フレッシュマン研修、学園祭等 ■サークル活動: 有											
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 介護施設 等 ■就職指導内容 ○担任による本人の適性に合った、就職先・職種のマッチング ○入学時から卒業時までの計画的・組織的な就職カリキュラム ○入社後を想定した実践的教育等 ■卒業生数 10 人 ■就職希望者数 10 人 ■就職者数 10 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 なし (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等(令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報) <table border="1"><thead><tr><th>資格・検定名</th><th>種別</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>介護福祉士国家試験</td><td>②</td><td>10人</td><td>9人</td></tr></tbody></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄			資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	介護福祉士国家試験	②	10人	9人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数												
介護福祉士国家試験	②	10人	9人												
中途退学の現状	■中途退学者 0名 令和2年4月1日時点において、在学者17名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者17名(令和3年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 退学者なし ■中退防止・中退者支援のための取組 ○目標・目的意識の再確認、指導 ○本人、保護者、担任による三者面談等による指導 ○本人、保護者、教務主任、担任による面談等による指導		■中退率 0%												
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有・無 ①試験による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ②資格・クラブ活動による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学時までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象														
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有・無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)														
当該学科のホームページURL	https://kumamoto.o-hara.ac/														

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置付けについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、教務部長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
石本 淳也	一般社団法人熊本県介護福祉士会 会長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	①
平尾 浩志	社会福祉法人青照会 グッドライフ熊本駅前 施設長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	③
三好 一哉	大原保育医療福祉専門学校熊本校 校長	—	
鳴海 清志郎	大原保育医療福祉専門学校熊本校 教務部次長	—	
芦川 佐智子	大原保育医療福祉専門学校熊本校 教務部教務2課課長代理	—	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (8月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和3年 8月20日 13:30～14:20

第2回 令和3年12月13日 14:30～15:30 実施予定

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

令和3年8月20日、第1回教育課程編成委員会開催。「新型コロナウイルス感染症流行下における認知症ケアについて」「介護福祉施設におけるIT化やAI化に対応した教育内容の整備について」の情報提供いただいた。

①について

新型コロナウイルス感染症の感染対策を行い、デイサービスなどの活動を行っている。人と触れ合わないような活動内容に変更する等の工夫をすることで活動を減らさず、認知症予防に努めているとのご意見をいただいた。介護現場で行われている新型コロナウイルス感染予防を徹底した、レクリエーション(触れ合わないレクリエーション、歌を歌う場合の工夫等)の工夫を、「レクリエーション指導法」「レクリエーション概論」にて導入し実施。

②について

インカム等導入している施設もあるが、ソフトやシステムは施設それぞれ違うものを使っている、ワード、エクセル、パワーポイントが最低限使えるようにした方が良いというご意見をいただいた。また、コロナ禍では、家族との面会等、リモートに対応できることが必要である。オンラインでの会議や面会などタブレット、スマートフォンなどこれから使えるようになってほしいとのご意見をいただいた。このため、「介護の基本」に、介護現場のIT化・AI化とその方向性についての内容を入れるとともに、「介護実習」にて現場のIT化・AI化の現状を観察・学習する機会を設ける。また、「情報科学演習」において、ワード・エクセルだけでなく、現場でも良く使われるパワーポイントの授業を導入することを検討する。

その他、2019年度の学校評価委員会にて、退学防止の取り組みについて、試験や人間関係など、在学中に大変だと感じることはあると思うが、学生が乗り越えることが出来るよう、卒業生講演等を実施してはどうかとのご意見をいただいた。このため、次年度に30～40分程度で、卒業生との交流会を実施している。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、老人、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行う。
- ②老人、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③老人、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で生かせるレベルか否かを老人、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④ 実習終了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	特別養護老人ホームしらぬい荘、介護老人保健施設 樹心台、介護老人保健施設 ゆうきの里、特別養護老人ホームきほう苑、介護老人保健施設 新清苑 等
介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	介護老人保健施設 コスモピア熊本、特別養護老人ホーム 三和荘、特別養護老人ホーム リデルホーム黒髪、特別養護老人ホーム たくまの里、介護老人保健施設 白藤苑 等
介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	特別養護老人ホーム グッドライフ熊本駅前、特別養護老人ホーム ハーモニー、特別養護老人ホーム 天寿園、介護老人保健施設 ケアセンター赤とんぼ、特別養護老人ホーム 月華苑 等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。「大原学園 教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は下記のとおり。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修
- ②大学教授等専門分野に特化した講師を招いた研修会の実施
- ③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「令和2年度 キャリアアップ講習～事業所における指導方法事例説明、指導を行う際に必要な基本的知識について～」

(連携企業等: 公益社団法人 介護労働安定センター 熊本支部)

期間: 令和3年1月12日(火) 対象: 介護福祉学科担当職員

内容: 身体拘束禁止の基本的な考え方、権利擁護に基本的な考え方について

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「 講義・指導スキルの向上 」(連携企業等: 株式会社 大石膏盛堂 管理人事部課長 小林 隆剛)

期間: 令和2年12月25日(金) 対象: 介護福祉学科担当職員

内容: 授業の様子を撮影した映像視聴を行い、言葉遣い、視線などの基本的な講義スキルや学生指導の確認を行う。またインストラクターによる講義見本を通じて自身の講義スキルとの比較を行い、各人の講義・指導スキルのレベルアップを図る。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「 第28回日本介護福祉士全国大会・第19回日本介護学会 」(連携企業等: 日本介護福祉士会)

期間: 令和3年11月21日(日) 対象: 介護福祉学科担当教員

内容: コロナ、アフターコロナでの介護の在り方

実践報告事例(認知症ケア・介護過程・多職種連携の在り方など)

その他(多様性のある介護人材マネジメント、介護現場における機能分化の在り方等)

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「 学生対応におけるカウンセリングスキルの向上 」

(連携企業 : 臨床心理士(スクールカウンセラー) 作永 由美子)

期間: 令和3年12月24日(金) 対象: 介護福祉学科担当教員

内容: 学生対応におけるカウンセリングスキルの向上を狙いとし、1年次(資格指導)、2年次(就職指導)それぞれの環境下で適切な対応ができるよう、現時点での自分の対応スキルを確認し、レベルアップを図る。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当校の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 理念・目的・育成人物像は定められているか。
(2) 学校運営	① 運営方針は定められているか。
(3) 教育活動	① 各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材
(4) 学修成果	① 就職率(卒業生就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られ
(5) 学生支援	① 就職に対する体制は整備されているか。
(6) 教育環境	① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されてい
(7) 学生の受入れ募集	① 学生募集活動は、適正に行われているか。
(8) 財務	① 中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。
(9) 法令等の遵守	① 法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	① 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか。
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

令和3年8月20日に学校関係者評価委員会にて、①卒業生の社会的評価の実態調査②学外実習・インターンシップ等での実習受入状況やPCR検査・予防接種の有無について検討がされた。①については、卒業生が母校へ報告し、就職担当者が学生へフィードバックをする・内定先から定期的に卒業生の状況報告をする取り組みが行われている。卒業生が卒業後に集う機会を設け、情報交換ができる環境を作ってみてはどうかとのこと。②については、施設の対応には多少の差はあるが、感染状況や最低限の感染対策を行い、可能な限り受け入れは行っている。受け入れにあたっては、PCR検査やワクチン接種の有無も問われているが、望ましいという段階で強要はしていない。しかし、実習2週間前の健康管理・行動管理シート等の提出はお願いしているとの意見が多数あった。上記の意見を踏まえて、実習の依頼を行う際の受入条件について施設ごとに確認し、学生が実習で学べる環境を整えるよう準備を進めていく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
福嶋 義信	一般社団法人熊本県保育協会 理事長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
石本 淳也	一般社団法人熊本県介護福祉士会 会長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
有働 功一	熊本診療情報管理懇話会 副会長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
平尾 浩志	社会福祉法人青照会 グッドライフ熊本駅前 施設長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
塚本 美津代	社会福祉法人福芳会 光の森武蔵ヶ丘保育園	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
土野 英二郎	社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
田川 侑希	医療法人愛育会 福田病院	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和3年9月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2)各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③カリキュラム ④進級、卒業要件等⑤専門士
(3)教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6)学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	—
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL:<https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業 等との 連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験・ 実 習・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○		人間の理解Ⅰ	「人間の尊厳」を理解するためには、「尊厳」の内容を具現化することが必要であり、具体化していく過程を通して、介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、配慮すべきことを同じ人として理解する。そのためには、自立・自律像の多面的理解を促し、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について、具体的な事例を取り上げ展開する。	1前	30	1	○			○		○		
2	○		人間の理解Ⅱ	コミュニケーションの意義を学習し、コミュニケーション能力の基盤をなす情報の受け渡しには様々な方法があることを理解し、適切な受け渡し方法を選びとることができる力を養う。また、「対話をする」、「意思の疎通を図る」、「説明責任がある」ということをふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学習する。	1前	60	2	○			○		○		
3	○		社会の理解	個人、家族、近隣、社会、の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について学ぶ。また、社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて学ぶ。また、介護保険・障害者自立支援制度や、個人情報保護や成年後見制度等の基礎的知識を学ぶ。	1前	60	2	○			○			○	
4	○		レクリエーション基礎	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを学ぶ。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学ぶ。	2後	30	1	○			○			○	
5	○		レクリエーション指導	ホスピタリティトレーニングやアイスブレイキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学ぶ。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を学ぶ。	2後	40	2		○		○			○	
6	○		社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して、実践力を学ぶ。	2後	30	1		○		○			○	

7	○		情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学ぶ。	2後	30	1		○	○	○						
8	○		人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30	1	○		○	○						
9		○	人間と社会特論Ⅰ	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための能力を養う学習とする。	1前	30	1	○		○	○						
10		○	人間と社会特論Ⅱ	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、コミュニケーション能力を養うための学習とする。	2前	30	1	○		○	○						
11		○	福祉実務	介護保険制度の基礎知識を理解することを目的とし、介護が必要な状態の段階を把握し、介護サービスを利用する際の費用の流れ、国、市町村などの関わりを学習する。	2前	30	1	○		○		○					
12		○	生活文化の基礎Ⅰ	日本の生活文化を理解する上での言葉や使い方などを実践的に学習することで日本人として必要とされるコミュニケーション能力を養う。様々な場面において必要な言葉の理解や日本の生活場面における漢字などの学習を通じてコミュニケーション能力を養うための学習とする。	1前	30	1	○		○		○					
13		○	生活文化の基礎Ⅱ	日本の生活文化を理解する上での言葉や使い方などを実践的に学習することで日本人として必要とされるコミュニケーション能力を養う。様々な場面において必要な言葉の理解や日本の生活場面における漢字などの学習を通じてコミュニケーション能力を養うための学習とする。	1後	30	1	○		○		○					
14		○	生活文化の応用Ⅰ	日本のビジネスシーンを理解し社会人としての実務におけるコミュニケーションの必要性や介護士を目指す過程における基礎力を身に着けることで、介護場面におけるコミュニケーション能力を養う学習とする。様々な場面において必要な人間の理解や他者への情報の伝達に必要な社会人・介護士としてのコミュニケーション能力を養うための学習とする。	2前	30	1	○		○		○					
15		○	生活文化の応用Ⅱ	「介護」を理解し介護士としての実務におけるコミュニケーションの必要性や介護福祉士取得を目指す過程における基礎力を融合させることで、介護場面における実務上に対応できるための能力を養う学習とする。介護実践のために必要な人間の理解や他者への情報の伝達に必要な介護士としてのコミュニケーション能力を養うための学習とする。	2後	30	1	○		○		○					

16	○		介護の基本Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、介護の歴史や介護問題の背景を把握し、介護を必要とする人の生活や環境について理解する。	1前	30	1	○			○	○		
17	○		介護の基本Ⅱ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、ICFの考え方を生活の観点から捉え理解する。	1前	30	1	○			○	○		
18	○		介護の基本Ⅲ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、尊厳を支える介護・介護従事者の倫理について理解する。	1前	30	1	○			○	○		
19	○		介護の基本Ⅳ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、他職種連携・地域との連携・介護福祉士の役割について理解する。	1後	30	1	○			○	○		
20	○		介護の基本Ⅴ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、介護サービスの概要及び特性について理解を深める。	1後	30	1	○			○	○		
21	○		介護の基本Ⅵ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、介護におけるリスクマネジメントについて理解する。	1後	30	1	○			○	○		
22	○		コミュニケーション技術Ⅰ	介護場面において適切な支援を行うためには、利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションが必要である。そのため、コミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を目指す。	1前	30	1	○			○	○		
23	○		コミュニケーション技術Ⅱ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	2前	30	1	○			○	○		
24	○		生活支援技術の基本	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、ICFの視点に基づいた介護方法についても学ぶ。	1前	60	2	○			○	○		
25	○		福祉住環境Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2後	30	1	○			○	○		

26			○	福祉住環境Ⅱ	介護福祉士の職能の一つとして、日常生活活動の支援がある。環境因子である居住環境を改善することで、対象者の生活機能の維持・向上を図る事が出来る。居住環境の改善に関連する制度や施策、関連する職能との連携および居住環境改善を行う為の基礎知識を学ぶ。	2前	30	1	○		○	○						
27	○			家事介護	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。	2前	30	1		○	○							○
28	○			日常生活介護Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。	1前	30	1		○	○							○
29	○			日常生活介護Ⅱ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1前	30	1		○	○							○
30	○			日常生活介護Ⅲ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2前	30	1		○	○							○
31	○			日常生活介護Ⅳ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1後	30	1		○	○							○
32	○			日常生活介護Ⅴ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2前	30	1		○	○							○
33	○			利用者の状態・状況に応じた介護技術	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2前	30	1		○	○							○

34	○		介護過程 I	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	1 後	30	1		○	○	○								
35	○		介護過程 II	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。また、質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画を立てる必要があることを学ぶ。	2 前	60	2		○	○	○								
36	○		介護過程 III	介護過程の展開方法を学習し、理解することは、利用者に対する質の高いサービス提供につながるため、質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60	2		○	○	○								
37	○		介護総合演習 I	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。	1 後	40	2		○	○	○								
38	○		介護総合演習 II	介護総合演習については、実習と組み合わせた学習とする。介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	2		○	○	○								
39	○		介護総合演習 III	居宅・通所・入所等の介護施設の概要と利用者の生活像と、介護福祉士の役割を理解でき、基本的コミュニケーション方法やマナー、記録の取り方等を習得する。また、学習のイメージを膨らませ、自身の目標や学習課題を言語化・明確化できるようになる。	2 前	40	2		○	○	○								
40	○		介護実習 I	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	1 後	120	3		○	○	○	○							

41	○		介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1後	160	4				○		○	○		○	
42	○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加しサービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2後	176	4				○		○			○	
43	○		介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	90	3				○		○		○		
44		○	介護特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅰ・Ⅱ、生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	30	1	○					○		○		
45		○	介護特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅲ・Ⅳ・日常生活介護Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	30	1	○					○		○		
46		○	介護特論Ⅲ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅴ・Ⅵ・日常生活介護Ⅳ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1後	30	1	○					○		○		
47		○	介護特論Ⅳ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「日常生活介護Ⅲ・Ⅴ・利用者の状態・状況に応じた介護技術」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2前	30	1	○					○		○		
48		○	介護実践Ⅰ	企業や施設等での研修を通じて、礼儀・マナーなど社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1前	30	1		○					○	○		○

49			○	介護実践Ⅱ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。また、様々な事業所を見ることで、ボランティア等自身の活動の場を広げることができる。	1 後	30	1		○			○	○	○
50			○	介護実践Ⅲ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。また、実際の介護現場での体験を通じて、自分の適性を確認できるようにする。	1 後	30	1		○			○	○	○
51			○	介護実践Ⅳ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。また、働くことの意味と厳しさ、楽しさを体感し、自分の就職活動の幅を広げる。	2 後	30	1		○			○	○	○
52	○			発達と老化の理解	人間が生まれてから高齢になるまでの過程を理解し、加齢に伴う障害や疾病について学ぶ。さらには、高齢者の身体面と精神面の関係、身体機能と精神機能の変化についての知識を学ぶ。	2 前	60	2	○			○		○	
53	○			認知症の理解	認知症のケアの歴史や理念を学ぶとともに、認知症の症状や行動障害等について学ぶ。また、医学的側面からみた認知症を学ぶ。また、家族への支援や、地域との連携、多職種協働に、認知症サポーター、地域ボランティア等によるケアの方法について学ぶ。	1 後	60	2	○			○		○	
54	○			障害の理解	障害を持っている人と持っていない人の違いを理解するとともに、障害の捉え方や、ICF、様々な障害の種類と原因、特性について学ぶとともに、障害のある人の心理面について学ぶ。また、地域の連携や、障害者の家族、多職種との協働について学ぶ。	2 前	60	2	○			○		○	
55	○			こころとからだのしくみⅠ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、こころのしくみに関する諸理論・身じたくに関連したからだのしくみについて理解する。	1 前	30	1	○			○		○	
56	○			こころとからだのしくみⅡ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、移動・食事に関連したこころとからだのしくみについて理解する。	1 前	30	1	○			○		○	

57	○		こころとからだのしくみⅢ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、入浴、清潔保持、排泄に関連したこころとからだのしくみについて理解する。	1 後	30	1	○			○	○		
58	○		こころとからだのしくみⅣ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、睡眠に関連したこころとからだのしくみや死生観・医療職との連携について理解する。	2 前	30	1	○			○	○		
59	○		こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	1	○			○	○		
60	○		こころとからだのしくみ特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅠ～Ⅲ、認知症の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30	1	○			○	○		
61	○		こころとからだのしくみ特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅣ、障害の理解、発達と老化の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30	1	○			○	○		
62	○		医療的ケア	医療職との連携のもとで医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）を安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。	2 前	78	3	○	○		○	○		
合計				62科目	2,614単位時間(86単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>(授業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業科目の履修において、(卒業)の規定を満たさない者には補講授業を行う事がある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。 2. 履修において、次に掲げる3項目に基づき認定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者 (3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者 <p>(試験)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。 2. 試験には定期試験、追試験及び再試験等がある。追試験は、やむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は、受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。 3. 追試験及び再試験は、本校において必要と認められた場合に限りこれを行う。 <p>(学業成績)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学業成績の判定は、秀・優・良・可・不可の4種をもって表し、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。 <p>(卒業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本校に在学し、2,074時間の授業時間数を履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。 	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。